

報道関係者 各位

7月は…！夏期食品等監視強化月間！

食中毒予防3原則

「つけない」「増やさない」「やっつける」を徹底監視指導します

県では、細菌性食中毒発生の危険性が高くなる夏、特に気温が高くなる7月を「夏期食品等監視強化月間」として、食品等事業者に対する監視指導を強化し、不適正な食品の流通を防止するとともに、消費者の方々に食品衛生についての正しい知識の普及啓発を行います。

月間の監視指導の開始にあたり、各保健所において7月1日（月）に、下記により食品販売施設への立入検査を実施します。

記

保健所名	施設名称・所在地	実施時間	問合せ先	報道関係者 集合場所・時間
村山保健所	ヤマザワ長岡店 天童市中里7-4-28	午前10時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 023-627-1125 担当 高野	サービスカウンター 午前9時45分
最上保健所	マックスバリュ新庄店 新庄市五日町字清水川1291-2	午前10時30分から	生活衛生室食品衛生担当 電話 0233-29-1261 担当 浅黄	正面入口 午前10時15分
置賜保健所	道の駅米沢 米沢市大字川井1039-1	午前9時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0238-22-3740 担当 梅津	正面入口 午前8時50分
庄内保健所	マックスバリュ遊佐エルパ店 飽海郡遊佐町小原田沼田12	午前10時30分から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0235-66-5664 担当 黒田	正面入口 午前10時15分

令和6年度夏期食品等監視強化月間の実施について

- 実施期間：令和6年7月1日（月）～7月31日（水）
 - 実施内容：各保健所において、主に次の施設に対し重点的にHACCPに沿った衛生管理などについての監視指導を実施（約430施設予定）
 - ・食品を大量に取り扱うスーパーマーケット、広域流通食品の製造・販売等を行う施設等
 - ・食肉等を取り扱う施設
 - ・飲食店や弁当屋、旅館、ホテル、給食施設等の大量調理施設
- 食品等事業者及び一般消費者への講習会、講演会の開催
- やまがた食の安全ほっとインフォメーションやチラシ・SNSによる啓発（参考：別添啓発チラシ）



問合せ先
食品安全衛生課 食品衛生企画専門員 佐藤陽子
電話 023-630-2677
[報道監] 防災くらし安心部 次長 小泉 篤